WHO憲章

世界保健機関(WHO)憲章は、1946年7月22日にニューヨークで61か国の代表により署名され、1948年4月7日より効力が発生しました。日本では、1951年6月26日に条約第1号として公布されました。その定訳は、たとえば「健康とは、完全

な 肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の

一つである」といったように格調高いものです。日本WHO協会では、21世紀の市民社会にふさわしい日本語訳を追及し、理事のメンバーが討議を重ね、以下のような仮訳を作成しました。

日本WHO協会理事 中村安秀

世界保健機関憲章前文(日本WHO協会仮訳)

THE STATES Parties to this Constitution declare, in conformity with the Charter of the United Nations, that the following principles are basic to the happiness, harmonious relations and security of all peoples:

Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.

The enjoyment of the highest attainable standard of health is one of the fundamental rights of every human being without distinction of race, religion, political belief, economic or social condition.

The health of all peoples is fundamental to the attainment of peace and security and is dependent upon the fullest co-operation of individuals and States. The achievement of any States in the promotion and protection of health is of value to all.

Unequal development in different countries in the promotion of health and control of disease, especially communicable disease, is a common danger.

Healthy development of the child is of basic importance; the ability to live harmoniously in a changing total environment is essential to such development.

The extension to all peoples of the benefits of medical, psychological and related knowledge is essential to the fullest attainment of health.

Informed opinion and active co-operation on the part of the public are of the utmost importance in the improvement of the health of the people.

Governments have a responsibility for the health of their peoples which can be fulfilled only by the provision of adequate health and social measures. この憲章の当事国は、国際連合憲章に従い、次の諸 原則が全ての人々の幸福と平和な関係と安全保障 の基礎であることを宣言します。

健康とは、病気ではないとか、弱っていないという ことではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社 会的にも、すべてが満たされた状態にあることを いいます。

人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつです。

世界中すべての人々が健康であることは、平和と 安全を達成するための基礎であり、その成否は、個 人と国家の全面的な協力が得られるかどうかにか かっています。

ひとつの国で健康の増進と保護を達成することが できれば、その国のみならず世界全体にとっても 有意義なことです。

健康増進や感染症対策の進み具合が国によって異なると、すべての国に共通して危険が及ぶことになります。

子供の健やかな成長は、基本的に大切なことです。 そして、変化の激しい種々の環境に順応しながら 生きていける力を身につけることが、この成長の ために不可欠です。

健康を完全に達成するためには、医学、心理学や関連する学問の恩恵をすべての人々に広げることが不可欠です。

一般の市民が確かな見解をもって積極的に協力することは、人々の健康を向上させていくうえで最も 重要なことです。

各国政府には自国民の健康に対する責任があり、 その責任を果たすためには、十分な健康対策と社 会的施策を行わなければなりません。

これらの原則を受け入れ、すべての人々の健康を 増進し保護するため互いに他の国々と協力する目 的で、締約国はこの憲章に同意し、国際連合憲章第 57条の条項の範囲内の専門機関として、ここに世 界保健機関を設立します。